#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

### 債権者取消権に関する一考察

竹屋, 芳昭 九州大学法学部:助手

https://doi.org/10.15017/1325

出版情報:法政研究. 24 (3), pp.63-80, 1957-12-20. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

者の受けた損害ということは、

許害の 意思と、

債権者の被った損害とを要件として、債権者に取消権を与えたものである。

債権の非排他性 • 相対性との関係においては、

か。

詐害行為が弁済期到来前の債務の弁済である場合をみると、</br>

債権の非排他性

相対性、

ひいては債権者平等の

## 債 権 者 取 消 権 て 関 する 考 察

竹 屋 芳

昭

H 次

許害行為と詐害の意思

債権者取消権の法的性格

#### 詐 害 行 為 と 詐 害 Ø 意 思

少くとも近代法における債権の原理なのであろう。だからこそ、衡平観念にもとづいて、 を有するものであると解する。 ことによって、 なく、第三者もかかる債務者との取引行為を否定せられることもないはずである。債務者が不動 できぬ、という議論であろう。 由として、詐害行為によってたとえ債権の十分なる満足が得られなかったとしても、 詐害行為というものは、<br /> 債権者が債権の十分な満足を得られなかったとしても、 すなわち、 かかる結論に対する反対論として考えられるものは、 民法上いかなる地位を占めるものであろうか。 債務過重となった債務者は、 それはやむをえないことである。 自己の財産に対する処分権を失うものでも 私は、 これを不法行為とすることは 債権の非排他性 それが不法行為としての本質 特に債務者及び第三者の 産を廉品 相対性を理 価売却する これが、

いかなる意味を持つものであろう 24 (3 • 63) 33!

そうだとすれば、

う。 とは が、 もの ということについても、 ある 原 ある。 来した順に、 遂行では であるとされてい 榷 して、 K する債務者の 圓 つ 0 これ 原 別 を含んでい が、 (1 17 この場合例外として破られてい 債務者の義務違反というような、 か に て、 則からすれ か は、 か かる近代法の な 破 () 期限到 わらず、 産 そ その債的 明らかに 外 心 れ との に る。 が 理 来後 る。 お 的 債 ば 理 ح 6 だから、 状態ない 権 務 ては主張できぬ 債 債 これは、 者 0) 由 0) 判例学説の態度と矛盾する。 0) 債権 債 場合に 権の によって、 弁済をしなければならぬという義務を負うものではない。 を害することに対する債務 務者が債務超過となっ 務 原則に の非排 0) 判例学説も詐害行為に し意図 弁済 ŧ, 債権者の受けた損害以上の救済を債権者に許す 詐害 他性、 許害行為取消 もか は、 るのだとするならば、 (intintion de nuire) ものであるとするならば、 規範的 債務者 行為 かわらず、 ひいては債権者平等の 0 成否の判定をしているのである。 の義務の履行であり、 たからといって、 評 0) 価の要素を要求したことは、 範囲 許害行為が取消される要因は、 者 なるか否かについては、 以上のごとき二つの場合の損害をみても、 0 は、 单 であることにもとずくのではなかろうか なる認識ではなく、 弁済期到来後の債務の 少くとも債権者の 原 債 彼のなした法律行為が取消され 則が破産外においては主張できない 権者 期限到 0) 被っ 来前 上述の二つの債権者取 債権 た損害 もの 注目されてよい。 より積 しか 0) 弁済 債 額 である。 債務者及び第三者の 判例学説が詐 Ļ ※務の の限 は 極 **b** 的 債務者: 度に 期 弁済 に 詐 他 限 害行為と なるであろ おい その は 方、 0) 僓 利 る理 近代法に は、 害行為 権 各 法 て 取 益 債 消 者を害しようと 必ず債 務者の 由 権成 が 々に矛盾する 0) とい ·特に、 消 放 主観 0 は な おける 成否に <u>77.</u> 棄 しうる う法則 認 0 的 6) 務 義 0 み 要素 8 0 務 0) た 债 関 到 で 0

以下、 民法第 四二 四条 0 母 法たる仏法の学説を参考としながら、 この点に関する検討を進めることにする。

# 一債務の弁済

 $(\mathbf{a})$ 弁済期到 来後 0 債 務 0 弁済は 般に詐害行為にならず、 とするのが判例学説の立場である。 L か

とは、 り、 判決は傍論 (m) うな通謀的詐害の意思を立証することは困難である故、 債務者と弁済受領者たる第三者との間 を詐害行為と非難するには当らぬ。 も なるものであり、 る。 的でなされた場合、 とはできぬとしている。 ことであっ 務者が債務超過の状態にあるとき唯 て全財産を換 決して前者と異質なものではない。 詐害行為になる、 前者は、 ある債: て、 ではあるが、 明らかに、 権 結果的には他の債務者を害する事態が発生するとしても、 者だけ 価 単なる認識以上の高度の心理状態が債務者及び第三者に存在する必要を認めたものである。 Ļ (ii) その他、 とされてい が優先して、 全部を一 詐害の意思は、 しかし、 債務過多の債務者が多数の債権者より請求を受けているにもかかわらず、一債権者と共 債 通常の弁済方法でない弁済方式で弁済がなされたときは、 . る。 期限の来た債務の弁も、 権者に弁済するときは、 債務超過の債務者がかかる特異な方法で債務の弁済をなすときは、 通常行われる債務の弁済とは異なる特異の方法によって弁済を受ける結果とな 一の資産たる債権をある債権者が自己の債権の弁済を受ける目的で譲受けるこ 判例は、 に 債務の弁済がたとえ他の特異な方法でなされたとしてもそれだけで、 単なる支払不能または損害の認識で足る、 前記 原則として期限の来た債務の弁済は債務者の当然の義務を履行する のごとき通謀的詐害の意思が存在しているのである。 債務の弁済が特異な方法でなされるときは、 (1)債務者と受益者とが共同謀議で他の債権者を害する目 詐害行為になると論じ、<br/> その弁済行為を詐害行為であるとするこ とする従来の判例の態度とは異 東京高裁の判決におい(四) 詐害行為になるとしてい その弁済行 しか 往々に 、ても、 後者 これ して か ょ

否定 務 0 背 的 遂行たる債務の のごとくみてくれば、 17 価 値 は 評 か かる 価を与えうる唯一の 通謀的 ・弁済行為をして詐害行為にまで高めるものと言わなければならぬ。 一許害の意思が隠されているものと推定しているのではあるまい 債務者及び受益者の主観的要素が当事者の行為に意味を付与し、 もの は 結局債務者及び第三者の主観的要素以外には存在しな 期限 か。 本来債務者の 到 来 後の 判例 債 務 が詐 0 弁 24 (3 • 65) 333

為を認 定する K 当っ て、 特 に 行 為 当 時 の 事 情 を考 慮 する 0 は、 11 つ て か か る 通 謀 的 詐 害 0 意 思 0) 推 定 15 向 け 3 れ

いるものといってよい。

う。 ると同 が、 が、 とを る。 りである。 であり、 か 0 れ るの を、 債 (b) ても後日 務者が 77 むしろ、 履行期 債 また、 務者 様、 そ 履 証 で ġ あ L の必要性及び義務とい 行 期 る。 履行 履行期首 12 れ 前 何 た 現存の 破 の弁済 おい 弁済の が 到 ば十分である。 ら 産 期 か 来前 ح 9 L て債務は必ず 前の 0 前 0) 7 か 財産は未来の財産より は債 場 遅 0) K 形 か 中 弁済 弁済に 合に 自己 で利 滯 間 務者の財産を減少 が た債務者が大体履行期 利 は、 は、 益 なされるの の支払不能を 息 そこ つい 0) 履行期 返還 原告債: 判 9 た点 ても、 0) 例 K 限度で取 は、 学 が 権 債 であるが、 0) V說宝 到来した債務 求 とも 者 知  $\vec{\Delta}$ 務者に 許害行為となる可能性 も価値が めるなら は、 せしめるから不当であるとし 証 消さ に、 てなした債務の弁済は、 0 軽 債 なされるよう第三者と謀られてい 前 それが 務 詐 れるにすぎぬ。 減 大きい 15 ば 者 害 が 債 0 あるの 行 が 務 順 冒 行われるの 為 から、 0 応 K 己の支払不 K 弁済をなすことは 期限 なる 弁済をしなけ みである。 が非常 私は、 履 前 6 行期 0 0) は近親者の債 Ē 能 弁 多分に共同 15 履行期的 ても、 後の 済は義治 履行期 を知 大であると言い こい れば 弁済は債 り、 後 詐害行為となるの る。 ならぬという義務 務違反として許害行 後 権であ Ħ 通常 0) 謀議の許 る場合が多い。 0 弁 弁 弁済 0 務者の 第 済 0 済 が詐害 行 場合考えられ 三者 た はあら 3 たり、 害の 為 財 が もそ か 意思の 詐 そ 行 産を減少 第三 害 そ じ 0) 為 は は れ 為に 期限 れ 理 存在しない 行 K 8 も 者 存 故 な な 為 か 由 知 世 なるよう 15 在 る場合 0 か 0) は 債 る 債 次の 放 7 ことで L な が 8 る 棄 詐 () 推 務 権 とお と思 るこ 定さ が 0 な か であ 超 あ 否 2 あ 過

なるにすぎぬ。 物 弁 済 0 場合で 通説判 \$ 例(は、 司 様 である。 代物弁済 代 の価 物 弁済: 格 物 が不当に安い場合に 0 価 格 0) 高下 は、 か のみ詐害行為としているが、 か る 詐 害 0) 意図 0) 推 定 15 お 詐 1) て重 害行為を債 大な 檶

15

意図

を

排除

する

が、

ただ履行期前の

弁済は

それ

を排除

.

な

15

を

の受けた損害という面からすれ ば 正当な価格との差のみであり、 この限度におい てだけしか、 取消 しえない ととに

なる。

限到 (c) 来前の 多数 債 の 債権者の一人に担保の設定を許すことについては、 務の弁済と同一視されるものだからである。 議 諭 は、 判例学説とも積極的である。 期限到来前の債務の弁済と同一である。 それ は、 あた か も期

売買は 対的 をみることは 0 代 Ξ 積極説に傾い 金を使用 不動 応詐害行為と推定せられ、 産の売却 したことを立証しない 異論のないところであるが、 てい については、 る。 不動産を金銭に変える行為はその一般担保力を薄弱ならしめるものであるから、 債務超過の債務者がその財産を相当な価格以下で売却した場合に詐害行為 債務者が、 以上は、 相当な価格で売却された場合には、 詐害行為が存在すると、 履行期の来た債務の弁済、 判例は論じている。 公租公課の支払、 学説は否定的であるが、 その他必要な費用にそ 判例 か 0 は か 成 る 相 立

売渡担 は、 うことにして、 月三日 買代金の るため、 隻の漁船を作らせたが、 認 債 般に売買のごとき法律行為は、 8 大審 て取消 保 務 使用 者の が詐害行為であるとして、 漁船を売渡抵当として丙に譲渡した。 院 詐 の請求を許したが、 第 0) 行方を詮索するのは、 害の意図を含みうる法律行為として、詐害行為になりうる可能性が存在するにすぎな 漁船 民 の引 事部 Ò 渡を受けた。 判決に、 造船代金がなかった。 大審院は、 その取消を求めた。 次のような事 交換と同じく債務者の財産を増加減少せしめるものではない。 甲 1 わば債務者の詐害の意図の探求にあるといってよい。 は 出 漁資 原判決を破毀差戾した。 不幸にして不漁が続き、 そこで出漁してうべき利益金をもって、 件が現る 金もなか 原 われ 審は、 9 てい たので、 売渡担保が乙を害する事実並 る。 判例 P 漁業を営む甲 乙に債務の支払ができなか むなく丙 は、 甲 (上告人) は、 ノヽ 漁船ヲ担保 造船 毎月乙に造船代金を支払 から資 業者乙 びに だから、 甲 供 9 金 (被上告人) ただ、 及 たので、 ス 0) 昭 ル び 融 丙 通 判 和 外 売買 を受け 例 Б. 年 出 が 15 壳 漁  $\equiv$ 15

判

例

は

詐害行

為

0

存在

の可能性を認めていることは注目してよい。

特に、

仏の判例におい

ても、

詐害行為

0)

存否

12

四

以上我国

の

判例

0

態度を二、

三の行為につい

て簡単に検討してきたが、

説 造 途 目 ナク又ソノ 的ヲ遂行 債 ス ル 務 所以 ヲ弁済スヘキ方法ヲ有セサリ であると論じてい シ モ ノ **!** 認ムヘキ ハ当然ニシテコ · 資 金ヲ調 達 ス ル 軈 テ 漁

体から 行為の 関する見解に関し う 1) 15 て判例 取 向 考えられ 世 つきによって評価せられる主観客観の全体なのである。 るもの 三者の主観的要素は、 面 解し 消 7 12 向 権 から設定しようとすれば、 のである。 たり、 てい 行為自体を抽象的に取り出してこれを検討してきたけれども、 成立が認められうるにすぎなくなり、 0 0 て減少 態 成 その詐害行為性を認めることができないのである。 ぬことである。 返度を統 るのであると思う。 立要件の一つとしての地位に止まるのみならず、 ゆるや せしめた限度、 詐害行為は通説 てはほとんど我国判例と同一であり、 かに解したりしていることは、 的 害する意思の合意 (l'aecord d'intintion de nuire) でなければならぬ。 に説明することができるのではあるまい 債務者及び第三者の 例えば、 本来有効な法律行為の効力が否定せられるには、 弁済、代物弁済、 が考えているような素朴な赤裸々 不動産 詐害行為の範囲を非常に狭ばめ、<br/> 主観的要素を規範的 0) 廉 担保の設定、 興味あることである。 価 売却であれば 詐害行為の態様に従っ だから、 それ、 されば、 不動産の売却等、 か。 債務者及び第三者の主観的要素は、 評価 は、 な法律行為ではない。 この様な規範的 詐害行為をもっ 適正価: 前に掲げた諸種の行為に 同 機 時 能という面でとらえることに 従来の学説は詐害行為になるか に、 格との差額 て、 規範的 かつ許害行為取 特にそれらが財産をマ そこに 詐害 評 ぱら債 評 価 規範 常 0 0) 機能 佃 意思の 限 15 機 度に 行為者の 権 能 的 詐害行為の違法性 を有する債 消 つい 者 とし 価 の被 の範囲 お 解釈を非 値 評 こての 6) て見ても行為自 ての 単 ょ 価 主 なる債 観 をも狭ばめ イナスの た損害とい 務者及 作 なくし 否 常 て、 との 用 をも合 か 15 K 厳 結 始 ては 評 び第 権 方 格 害 つ 者 75 8

所

17

船

学説では肯定否定に分れる

難 債 の れているだけであって、 か 為 ん か あると考える。 かる詐 務過重の債務者が無償で他人に財産を譲渡するときには、 意思を不必要としている立法例があるが、 る意思の事実上の推定がなされるものとして、 である故、 の がために なされた前 害の は、 債 意思から生ずるものであると断じなければなるまい。 務者 後の事情等を考慮して決定されなければならぬ。 法律行為の態様、 の財産のマイナス方向えの減少―― 害する意思はその行為の背後に常に推定せられているのである。 処分財産の資産内に占める重要性、 これ 単なる支払不能の認識で十分である。 は無過失賠償責任を認めたものであるとの説もさることながら、 廉価売却、 十分詐害の意図ありとしてその立証を免除したもので また、 故に、 無償譲渡、 債 前述のごとき詐害の意思の立証 務者の資産状態やその行為の 債務者及び第三者の詐害の意思を決定 無償債務の引受 これは立証 無償行為については詐害 の面で軽減せら の場合には、 E 的、 は非常に困 か

者取 が 1) 行 えよう。 7 要するに われていると考えるべきである。 消 いること」 権の第三の要件として、 日仏判例を通じて詐害行為に流れるものは、 か 「債権の十分な満足がえられぬこと」を十分満足しても、 る意図が詐害行為の態様その 詐害行為の<br />
違法性を<br />
掲げなければならぬ。 それ故、 他 債権者取消権の成立要件として従来掲げられてきた「支払不能を知 の事情に 債務者及び第三者の主観的要素から生ずる違法性であると よっ推定せられるか否かによって、 なお詐害行為不成立の場合がある。 そこに挙証責任 0) 転 債

Josserand (Cours de droit civil positif français, t. l'action paulienne, 1954, n° 967), おいては詐害行為が不法行為の一種であることは通説の認めるところである。 Huc Rev. trim. 1950, (Commentaire theor., ġ 85 et s. **ن** 参照。 1894, n° 217), 'n この説をとる学者は、 1930, n。703 et s.)等多数。 Aubry et Planiol et Ripert (Tvaité prat. Rau 詳細は、 (Cours, t. 4, 口 ーマ法においても、 Acher, La 1902, nature 債権者取

消権は不法行為に対する救済手段として存在していた(Girard, Manuel élémentaire de droit romain, 1924, p. n. 許害の<br />
意思を債務者と<br />
第三者との間に計られた<br />
許害の<br />
意図、<br />
というように程度の高い<br />
故意、 うけられなかったことは、これを十分「権利侵害」と構成しうると主張せられる。この理論に対する当否は別にして、 博士によれば、いわゆる「権利侵害」を他人の法益の侵害という広い意味に解釈され、詐害行為により債権の十分な満足が 池・債権法総論一五六頁。最近では、山中「詐害行為取消権の本質」(中村宗雄教授還曆論文集五一九頁以下参照)。 に対する救済制度の変遷」論叢二〇巻八三六頁以下参照。 て、詐害行為が一種の「公序良俗違反」としての不法行為の本質を有するものある、と理解したい。 松坂「Actio Pauliana の史的変遷と債務者の受働的適格とに就て」民商一八巻一○頁以下、井上「詐害行為 我国で不法行為説をとる学者は、 悪質な意図と理解することによ 岡村·債権総論一一六頁、小 山中 私は

- des obligations en général, t. 7, 1924, n° 1065; Planiol et Riepert, op. cit., n° 948)° 妻・民法講義■一○六頁。仁井田「債権者取消権を論ず」法協三一巻七七頁。鳩山・日本債権法二○九頁。 債権総論中巻③三七六頁。石坂「債権者取消権論」改纂民法研究下巻七三三頁。 仏においても同旨(Demogue, Traité 大審明治四〇・三・一一民録一三集二五三頁、同大正五・一一・二二民録二二集二三八一頁、その他多数。 反対学説、 同旨学説、 勝木 我
- (三) 大審大正五・一一・二二民録二二集二二八一頁。
- (四) 東京高裁昭和二六•一○•二三下級裁民集二巻一二三八頁。
- 五 為の若干の問題」法と経済五巻一七六頁以下参照。 害行為になるものと思われる。 どないのではなかろか。 )売却、抵当権の設定、債権譲渡といった形式を踏む場合が多く、仮にあったとしても当事者以外に判明する機会がほとん この問題を直接取扱った判例は見当らぬ。多分債務過重の債務者が現金で債務の支払をすることはほとんどなく、 判例の立場ー 学説も、当然許害行為になるものとしている(勝本・前掲書三七四頁。 期限到来後の債務の弁済は債務者の義務の履行とする立場――からすれば、 仏でも同旨(Colin et Capitant, Caurs élémentaire 詳細は板木「許害行 de droit 不動産 当然許

français, t. 2, 1953, n°446; Demogue, op. cit., n°1065; Planiol et Ripert, op. cit., n°948)°

- **分** cit., n° 1067; Ploniol et Ripert, op. cit., n° 949)° 適正な価格による代物弁済で詐害行為の成立を認められる(勝本・前掲書三八三頁)。仏の判例通説も同旨(Demogue, op. 大審大正一四・四・二〇民集四巻一四九頁。勝本博士は、価格の高下は必ずしも詐害行為成立の理由にはならぬとされ、
- (±) 頁、鳩山・前掲書二一○頁、小池、中島その他多数。反対説、我妻・前掲書一○六頁。 大審明治四〇•九•二一民録一三集八七七頁。 同大正八•五•五民録二五集八四四頁。 同旨学説、 勝本・前掲書三八○
- 己 ならぬとしているのは、利解しがたい。 執行を免かれようとする意図があると思われるのである。学説がこの場合にだけ特に計算的損害がないとして、詐害行為に には、共同担保を減少させるものではないが、債務過多の債務者が不動産を売るといった通常行われない法律行為をするに は、そこには何か適確な目的があるのが通常である。正当な目的なく不動産を売却するには、多分財産隠匿により債権者の 否定説、 我妻・前掲書一〇六頁。肯定説、新井・判例民事法昭和三年九三事件評釈。不動産が適正 な価格で売られる場合
- 九 大審明治三九・二・五民録一二集一三三頁、同明治四四・一○・三民録一七集五三八頁。
- (一○) Aubry et Rue は詐害行為を有償行為(les actes à titre onéreux)と無償行為(les actes à titre gratuit)とに 知っていること(connaissance d'insolvabilité du débileur)、⑵債務者の詐害の意思を知っていること(connaissance 者の詐害の意思については、判例は次のように変化している(Demogue, op. cit., n。1044)。即ち(1)債務者の支払不能を 区別し、前者については、害する意思が必要であるが、後者については、債務者が行為の時に、 した損害について有していた単なる認識で足るとしている(Aubry et Reu, op. cit., p. 224, note 18)。 la fraude)、(3)債務者の許害の意思に協力すること(concours à la fraude)、(4)共謀許害の意思 彼が債権者に被らせようと (fraude Concerte)° たとえば、第三 24 (3 • 71) 339

板木・前掲論文法と経済五巻一七六頁以下参照。教授は、特に詐害行為の不当性という面から、債務者の財産をマイナ

スの方向に向って減少せしめる以外は詐 害行為の成立を認められない、

山中 前掲書五四〇頁以下参照。

Demogue, op. cit., n° 1150 et s.

山中・前掲書五二七頁。

Josserand, op. cit., n° 689 参照。

#### 債 権 者 取 消 権 の 法 的 性 格

説曾 て、 ばならぬ。ここにいう取消がいわゆる固有の意味でいう取消であるにせよ、法律行為が一応取消されることによ 請求権であるとみることができる。 である。 ているときー 行為によって事実上の変動がなされている場合――たとえば詐害行為が有体動産の売却で、かつその履行がなされ 賠償という方式をとらせることなく、法律行為自体の取消ないしは原状回復といった方式を採用させたとみなけれ 法 例 的性格を が主張せられる。 形式的にはまさに原状回復がなされたといえよう(取消権説ないし形成訴訟説)。(II) 学説 詐害行為を不法行為の一種であると理解するならば、 (1)0 には取戾が妥当し、 6) 一元的に説明しようとした学説は、 には、 う取戻しということが、 しかるに、 かかる形式的原状回復では不十分であるとして、 (2)には取消取戾、 詐害行為の態様は、<br />
(1)不動産の売却、<br />
(2)会社の設立、 詐害行為が法律行為の 債権者取消権制度の目的からして如何なる意義を有するかを検討 青い鳥を求めたチルチル・ミチルと同視すべきだろうか。 (3)には取消が妥当するとされている。 (E) 形をとっているという特殊性 債権者取消権は、 取戾 まさにかかる不法行為に対する賠 (債権説ない だとすれば、 (3)債務の免除等、 が、 しかし詐害行為という法律 民法の し給付訴訟説及び折衷 原則である金銭 債権者取消 千差万別 私は かり

判

0

の不

合理を救済するため、

絶対無効説が

主張せられるのである。

取

消

の効果

が債務者に及

ぶことに

より、

債

者

に対する債務名義による執行が可能となる。

絶対

無効説

の意図するところが、

取戻したものに

つい

7

0)

執行

ても、 取消権 に、 方、 受クルカ為メニ受益者又ハ転得者ニ対シソノ受ケタル利益又ハ財産ヲ自己ニ直 相 味するものとするのであれば、 ルモノトス」としている。 シ得」るとし、 どれだけの意味を有するのか、 に対する債務名義による執行をなさんとするも、 てることは違法であるといわねばならぬ。これは、 あり、その判決自体によって有体物の換価執行を許したり、 ただろう以上の利益を得るからである。 対的 自己の手中に取戻すことを意味するのであれば、 前掲 取戾説 それは債務者の所有に帰するものではないからである。 の効果について相対的無効説を固守しており、 無効説からは取戾しということは無意味である。 の判例が、 (給付訴訟説及び折衷説) 「債権者ハ之ヲ債務者ノ財産ニ帰シタルモノト看做シテ直チニ自己ノ債権 債権者が取戻したものについて、 この判例が、 これは原状回復以上の回復である。 判例について検討してみる。 債権者取消権の判決の既判力は、 の目的とするところが実質上の原状回復であるならば、そのことが果して 債権者取消権の行使によって自己の金銭債権の満足を一度にうることを意 不可能である。 債権者取消権制度を強制執行制度にまで高めるものである。(カ) これもまた、 取消権の行使によって受益者、 債務者に対する債権の債務名義による執行をなさんが 判例によれば、 また返還せられた利得を直ちに自己 だから、 事実、 何故なら、 無意味なことである。 債権者の手中に取戻した物に対して債務 判例も、 被保全債権自体に及ぶものでは 取消権は、 詐害行為がなかったなら<br />
受えなか 接支払 それを認めている。 転得者の手中から物を取 又ハ引渡ラ為スコトヲ請 「他ノ債権者ト けだし、 ノ弁済ニ充ツル の債権の 判例は、 結 局 共ニ弁済 ない 弁済に当 債 判 トヲ得 ので 例 權 他

24 (3 • 73) 341

力を全く無視するものである。 とは、 を、 力の 訴とならないだけであると解せられている。 産中に取戻し、 権者取消権による原状回復ということは、 はない。 為をなすような悪質な債務者に対して、 って、 れば債 いうことは、 加 られたものであって、債務者と第三者との関係、 P. る可能性がある。 えるものではないと。要するに、 債務者に対する債務名義に ずれにせよ、 相 債務者を債権者取消権の被告として訴える必要はないとするのが通説判例であり、 一対性が 判 許害的に譲渡せられた財産に対し、 権者が債務者財産の管理人として立働くことにつきるのではなく、 例 詐害行為によって<br />
譲渡せられた財産が<br />
債務者の所有に帰せしめれば、 が永年にわたって固守してきた、 判決の既判力自体にもとずくものではなく、 主張せられていることは注目すべきことである。 債権の 取消の効果を債務者に及ぼすことは、 さらに、この点に関しては債務者の受働者適格として論ぜられるところであるが、 履 行期の到来するのを首を長くして待つことは、 また、 より可 右の学説によれば、 能ならしめる点は、 債権者取消権 終日詐害行為を行わないか注意し、 債務者の詐害行為を取消して、 強制執行をなしうることを可能ならしめる道を開くことである。 債権者取消権による原状回復をその必要な範囲に限定しようとした努 特に債務者を取消権の被告にすべきであるとの学説からも、 即ち債権者の利益の見地からは全く無頓着な関係に、 は、 この 債権者取消 取消の効果が債務者と第三者との関係において生じないと 債権者取消権の目的にもとずくものであるとしてい ĪĒ. 権利 L ζì Actio Pauliana せ、 の行使により債務者自身を何ら利せしむるもので けれども、 権 の史的性格及び目的に反するものである。 債権者にとっては実際たまらないことなの 債務者のために財産保全をする。 より積極 取 詐害行為をすればその物を債務 再び詐害行為によって財産を譲 消 の効果を債務者にも帰 的に、 債権者の利益のために導入せ たとえ被告としても違法 債 務者に対する債 仏に 世 何等変更を しめ 取 お 者 樎 消 詐 るこ の効 をも 0) 債 7 財

である。

性格を有するものであるといえる。 考え合はすと、 務名義が存することを必要としている。 使されることを意味するものである。 能ならしめてやるといった、 債権者取消権 単なる債務者の の目的は、 この制度が、 より積極的な使命を有する制度なのである。 財産保全につきるのではなく、 独民法においては、 はじめは執行制度、 これは明らかに、 (1)債権者の債権が履行期にあること、 債権者取消権が債務者に対する強制執行 ついで破産上の強制執行制度と共に発展してきたのと 非害行為をなした債務者に対する債権に<br/> 債権者取消 権 は それ故 (2)債権者の債 を前 提として行 簡易破産 よる執行を 権 に 債 前

らといって、 詐害行為の原状回復を必要以上に拡げるものである。 反するものである。 Ξ 取戻ということは、 絶対無効説から主張されるがごとく、 本来意思表示の瑕疵にもとずかぬ法律行為を取消すことは、 判例の固守する相対的無効理論からすれば、 債務者のもとに財産の返還をなすことは その換価 法律関係を複雑 執行という面 制 で難点が 度自体 にする あり、 ば 0 か 国 りか 的に だか

債権者取消 という規定を考慮して、 権 制 度の歴史的背景、 私は、 債権者取消権の法的性格を次のごとく結論したい。 またそれが はたす制 度の 目的及び 「取消の効果は総債権者の 利 益 0) た R 17 生

- 受働 ば の意思を有する転得者に及ぶ理由を、 るものである。 (a) 者適格を有することは、 債務者の 債権者取消権は、 直接相手方たる受益者間の法律行為のみの取消しかなしえないはずである。 かかる見解は、 不法行為としての本質を有する詐害行為の、 彼が共同不法行為者としての責任を負っているものと解すべきである。 債権者取消権の被告が必ずしも債務者の直接の相手方たる受益者のみならず、 十分説明しうる。 債権者取消権が単に法律行為自体の取消を目的とするなら 効果として生ずる原状回復請 転得者が債 求権を本体 権 者取消 詐
- (b)取消 0 意味は、 債権者取消権の制度からする目的論的考察によって、 民法第一二一条の効果を有する取消

者間 債務者の手中にある物に対して執行し得る。 異った意味に解することについては、 決して不当な態度とはいえない。 度の目的から合目 物権の負担なきものとして執行しうるし、 意味に解すべきである。 恒復は、 の法律関係をなるべくそのままに保存しておこうとする態度とあいまって、 このように特殊な法的効果の発生を目的とするものである。 さらに判例通説 的 調 かかる取消の効果によって、 和的に取消の意味を解釈しているのであるから、取消を対抗し得ずとの意味に解するのは の論ずるがごとく、相対的、 取消の意味をこのように最小限に限定するのは、 多くの非難があるであろう。 債務の免除であれば、 たとえば、 債権者は債務者に対して有する債権の債務名義により、 詐害行為が制限<br />
物権の設定であれば、 関係的無効でもなく、 その債権を差押えうる。 しかし、 このように取消の意味を民法本来の 判例においてすら、 「対抗し得ず」との効果を生ずとの 全く正当な解釈と思う。 判例がつとめて詐害行為の当 債権者取消 債権者 債権者取消 権 は による原状 か 取消 かる とは 制 直接 限

- 性格を有するものであり、 を喪失するものであると考える (十三七)。 債権者取消権制度が破産法を補うものとして発達し、 資力回復を待つといったような場合が多い 産という制度を用いなくても―― の財産であり、 (c)許害行為をなした債務者は、<br /> 民法第四二 かつ多数の債権者が存在 Ŧī. 条の 詐害行為をなす債務者はまさに破産一歩前まできているのであり、<br /> 規定とあい 実際判例に表われた事案においても、 自己の一般債権者の共同担保権を毀損または減少したものとして、 まって、 Ļ 破産によっても実際の効果はあまり上らず、 この 債権者取消権によって、 制 度の目的からして妥当な結論ではあるまいか。 (IO) 許害行為の目的物はその債務者にとって唯 ある程度の按分比例的満足を得ようとす 債権者の方で債 わざわざ大げさな破 簡易破産として 期限 務者の 0 利
- におい (d) て責任を負うものと解すべきである。 詐害行為者間の後目の決済は**、** 共同不法行為者の不真正連帯債務関係で解決すべきである。 学説判例 は、 追奪担保か第三者の弁済として解決する態度であるが、 即ら利得 0) 限度

追奪担 あり、 前者が 仮に 債 を有する悪意の 弁済として債務者に 務 者の 追 結果的に 保責任は取 無資力の場合はそうである。 奪 ためにその債務を支払ってやるのではなく、 担 保 が 、認めらい 債権者がそれを自己の債権の弁済に充当しても、 後者が、 引の安全を目的とするものであり、詐害行為の当事者のごとき悪意の者を救済する制度では 求償権を有するとい れるとしても取引の たまたま訴権からのがれたがために全く責任を負わぬとするの 第三者の弁済にしても、 9 ても、 前 者に対してであり、 実効はほとんどない 債権者取消権 受益者転得者が債権 第三者の弁済とみることはできぬ。 後者に対しては求償の の追及をの に等 Ù が 者に財産、 れ ん が 余地 は た 80 不合理 K 利得を返還するの は 利 な () 得を返還するので で 仮 あ か る。 15 なり 第三者 の資産 特に

- しなか られ 得 0) 消権 K 15 L で別 不利とは考えられ 0 対する債務名義により受益者の 返還を目 (e)は取 返還をなすことによ た物自体から債権の満足を得るにあり、 最 Q 後に、 | 戻即 たら債務名義による執行換価の手段を踏まねばならなか に考えうる余地 的とする債権者取消 ち給付の訴 物が 善意の第三者に譲渡されて、 って、 は多分にある。 であると結論するの 権 自己の一 0) 訴 般財産 \$ 般財産に対する執行を回避することができるの L か 執行しうるものと解する。 種 Ļ 利得の請求はむしろ例外であるから、 が妥当の 0 前述の 債権者が受益者に対して利得の請 形成 0 ように思える。 訴であると結論 ごとく利得 っ た債 <u>0</u> 返還が 債 ずけ、 権者を利せしめるものである。 権 か 者取 かる結論 債権者に その 消 権 判 によっても受益 との二つの場合を、 0 求のみをなす場 なされると、 決 本 で、 K 来的姿は、 ょ 実際に、 り 債 合は、 はさほど受益 者 評 詐 権 害行 は 者 害 は 故 債 的 訴 為が 権 に 0) 債 15 者 債 形 譲 権 者取 務者 式と に 利 渡 発 利
- 仏に おいても債権者取消 n° 450; Planiol et Ripert, op. cit., n° 967; Demogue, op. cit., n° [111]; Huc, op. cit., n° 217)° 権の法的性格については、 賠償請求権 説 取消権説、 折衷説が存在する (Colin et Capitant,

- 受入れられている (Demogue, t. 4, n°489 et s.)。 仏法においては、 我国のごとく損害賠償の方法として金銭賠償を原則としない故、 山中・前掲書五二九頁以下参照。 原状回復ということは何の抵抗なしに
- $(\equiv)$ 島・民法研究二巻八二頁以下。仁井田・前掲論文法協三一巻一二七頁。 起がなされても仮差押、仮処分ができぬ点にあるとされている(加藤・破産法研究第四巻二一二頁以下参照)。 取消権説(形成訴訟説)の一般に非難される点は、債権者代位権を利用しなければ実際の効果が上らぬ点、及び、 この説、 訴の提 rļ:
- **回** 頁、 民録二三集六一○頁、同大正八・四・一一民録二五集八○九頁。 故、 は、 行為の態様により、形成訴訟(取消)、形成給付合体訴訟(取消、取戾)を認めているようである。 とが裁判外においてなされているのでなければ、 債権説 鳩山・前掲書二○○頁。 加藤博士は給付訴権の前提として、否認を裁判外において行使するとされている。判例は折衷説をとっているが、詐害 詐害行為の回復が取消のみで十分な場合を説明することができぬとされている。また、<br />
  取長の前提に一応取消というこ (給付訴訟説) を取る学者は、 雉本(民事訴訟論文集四四七頁以下)加藤 受益者及び転得者の一般債権者の債権と競合する不合理が生ずる。 同旨学説、我妻・前掲書一〇二頁、 (前掲書二七九頁以下)。 この説の 大審大正六。三。三一 勝本·前掲書三〇九 それ 難点
- (五) 山中•前掲書五三二頁以下参照。
- 3 n° 450)° って形成せられたものであり、これを一元的に説明することは無駄な努力であるとする(Colin et Capitant, op. Colin et Capitant によれば、Action paulienne は幾世紀にわたって債権者の権利と善意の第三者の権利との調和によ cit.,
- (七) 大審大正一○·六·一八民録二七集一一七○頁。
- (八) 前註所掲判例。
- (九) この点を特に強調するのが板木教授である(法と経済一一巻八頁)。

- (一○) 大審大正八·四·一一民録二五集八○八頁。
- (一一) 板木教授がこの説を主張せられる。もっとも教授の絶対無効は訴の被告となった相手方を限界とし、それ以後の転得者 に対してはその効果は及ばないとされる(板木・前掲論文法と経済一一巻四九一頁以下、特に五一三頁以下参照)。
- (一二) 大審明治四四•三•二四民録一七集一一七頁。
- ことを認めている(Demogue, op. cit., n。1089 et note 2)。松坂・前掲論文民商一八巻四五九頁以下参照 三者を共同被告となすべしとする。尤も、彼も、 action paulienne が現代においては主として第三者に対し提起せられる 権者は債務者と第三者を共同被告とする必要なく、第三者のみを被告となすべきであろうが、実際は用心のため債務者と第 Demogue も、厳格にいえば、Action paulienne を損害賠償訴権(Une action en réparation)であるとすれば、 債
- 一四) 松坂•前掲論文民商一八巻四八一頁以下。
- <u>二</u> 五 Girard, op. cit., p. 1107 et s.; 船田•羅馬法第三巻五五九頁以下参照。
- (一六) 山中•前掲書五四三頁以下参照。
- (一七) 一八七九年七月二一日法の第二条・第四条・第一〇条、一八九八年五月一七日修正(Demogue, op. cit., n°1156)。 例外として債務名義なしの債権者取消権を認めているが、債権者が執行力ある債務名義をうることを条件としている。
- 一八) 仏における通俗判例の立場である(Planiol et Ripert, op. cit., n。961)
- <u>二</u>九 の発生を目的とするところから、仮差押・仮処分の申請をなしろるものと思う。 付の訴ではなく、一種特殊な法的効果の発生を目的とする形成の訴であると結論づけられる。この取消権が特殊な法的 以上の結論からすれば、債権省取消権は原状回復を目的とする請求権ではあるが、有体物、 金銭等の返還を請求する給
- に対して強制執行しうるものと解する。もちろん債権者取消権にもとずく判決の既判力は当事者以外には及ばぬが、 訴を提起しなかった他の一般債権者は、民法第四二五条により、債務者に対する債務名義で、第三者の手中にある財産 取消

効果は他の債権者に及ぶものである。

(二一) 受益者が善意で転得者が悪意の場合には、判例は、悪意の転得者に対して財産の返還を請求しうるとするが、受益者は 追奪担保の責任を負わねばならぬ恐れがあるだろう(板木・前掲論文法と経済一一巻五〇九頁以下参照)。

24 (3 • 80) 348